

平成 29 年 8 月 8 日

各位

外国投資法人名 イーティーエフエス・コモディティ・セキュリティーズ・
リミテッド
代 表 者 グラハム・タックウェル
管 理 会 社 名 **ETF** セキュリティーズ・マネジメント・カンパニー
リミテッド (管理会社コード 16724)
代 表 者 グラハム・タックウェル
問 合 せ 先 TMI 総合法律事務所
担 当 者 中川秀宣 (TEL 03-6438-5660)

主要な関係法人の一部変更に関するお知らせ

ETF セキュリティーズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドを管理会社に、イーティーエフエス・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド (以下、「本発行体」といいます。) を外国投資法人として東京証券取引所に上場する以下の ETF 銘柄 (以下、総称して「本 ETF 銘柄」といいます。) について、本発行体は、主要な関係法人の一部を、下記のとおり変更 (以下、「本変更」といいます。) することを決定しましたのでお知らせします。

銘柄	コード
ETFS 総合上場投資信託 (商品 ETF)	1684
ETFS エネルギー上場投資信託 (エナジー ETF)	1685
ETFS 産業用金属上場投資信託 (メタル ETF)	1686
ETFS 農産物上場投資信託 (アグリ ETF)	1687
ETFS 穀物上場投資信託 (穀物 ETF)	1688
ETFS 天然ガス上場投資信託 (ガス ETF)	1689
ETFS WTI 原油上場投資信託 (原油 ETF)	1690
ETFS ガソリン上場投資信託 (ガソリン ETF)	1691
ETFS アルミニウム上場投資信託 (アルミ ETF)	1692
ETFS 銅上場投資信託 (銅 ETF)	1693
ETFS ニッケル上場投資信託 (ニッケル ETF)	1694
ETFS 小麦上場投資信託 (小麦 ETF)	1695
ETFS とうもろこし上場投資信託 (コーン ETF)	1696
ETFS 大豆上場投資信託 (大豆 ETF)	1697

(注1) アメリカ合衆国ドル (以下「米ドル」といいます。) の円貨換算は、ブルームバーグにおいてニューヨーク外国為替市場のクロージング時 (平成29年8月4日午前6時 (ニューヨーク時間平成29

年8月3日午後5時)) の為替レートとして表示されている為替レート (1米ドル=110.055円) で換算しています。

(注2) 本プレスリリースの中で、金額を表示する場合、四捨五入してあります。

(注3) 本プレスリリースで使用され、別途定義されていない用語は、**ETFS** クラシック・長期型コモディティ証券に関しては2017年4月12日付の本発行体の目論見書において、**ETFS** ショート・レバレッジ型コモディティ証券に関しては2016年9月6日付の本発行体の目論見書において、それぞれ定義されている意味を有します。

記

1. 変更の理由及び概要

(1) シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドの商品契約カウンターパーティへの追加

本発行体は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド (**Citigroup Global Markets Limited**。以下、「**CGML**」といいます。) との間でファシリティ契約 (以下、「**CGML** ファシリティ契約」) といいます。) を締結し、本発行体のクラシック・長期型コモディティ証券及びショート・レバレッジ型コモディティ証券 (以下総称して「コモディティ証券」といいます。) の商品契約カウンターパーティに **CGML** を追加しました。**CGML** ファシリティ契約の契約条件は、下記「(5) 担保の変更」及び「(7) EU ベンチマーク規則」において述べる点を除き、**UBS AG** (以下、「**UBS**」) といいます。) 及びメリル・リンチ・コモディティズ・インク (**Merrill Lynch Commodities, Inc.** 以下、「**MLCI**」) といいます。) との間で締結している既存のファシリティ契約の契約条件と同様です。

CGML の債務は、現在 **UBS** 及び **MLCI** の債務が受けているのと同様の方法により、担保による裏付けを受けます。**CGML** の支払義務は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク (**Citigroup Global Markets Holdings Inc.** 以下、「**CGMH**」) といいます。) による保証によっても担保されます。

CGML ファシリティ契約の効力は、以下の各プログラムを含むいくつかの条件の充足又は放棄を条件として発生します。

- ・ 一定の既存認定参加者との認定参加者契約が **CGML** によって運用されるようになること
- ・ 特に **CGML** の詳細を記載した目論見書を発行すること
- ・ **UBS** とのファシリティ契約 (以下、「**UBS** ファシリティ契約」) といいます。) が終了すること
及び
- ・ コモディティ証券の条件に補完的な信託商品を導入する変更がなされ、当該変更の効力が発生すること

本発行体及び **CGML** は、誠実かつ商業上合理的な方法により、これらの条件を実務上合理的に速やかに充足させるよう協力することで合意しています。

CGMLの詳細は以下のとおりです。

CGMLはイングランドで登記された会社であり、英国健全性規制機構（Prudential Regulation Authority）の認可を受け、同機構及び英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督を受けています。CGMLは、昭和58年10月21日にストックローブ・リミテッド（Stockrobe Limited）として設立され、昭和59年2月1日にサロモン・ブラザーズ・インターナショナル・リミテッド（Salomon Brothers International Limited）に社名を変更し、平成15年4月7日にCGMLに社名を変更しました。CGMLの登記上の所在地は、英国、ロンドン市、E14 5LB、キャナリー・ワフ、カナダ・スクウェア、シティグループ・センター（Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom）です。

CGMLは、幅広い企業、機関及び政府の顧客に対するアドバイザー業務のほか、エクイティ、確定利付証券及び商品の売買、値付け及び引受業務において、国際的に大きなプレゼンスを有しています。CGMLの本社はロンドンにあり、英国並びに欧州及び中東の子会社から世界中の業務を行っています。

CGML ファシリティ契約、CGML 担保契約及び CGML コントロール契約に基づくCGMLの支払義務は、CGMHが保証します。

CGMHはニューヨーク州において設立された会社です。CGMHは、子会社を通して、投資銀行業及び証券仲買業全般を行っています。CGMHは、昭和52年2月23日にニューヨークで設立され、平成11年7月1日に発効した、設立州をデラウェアからニューヨークに変更することを目的とした法定合併を経て、デラウェア企業であるサロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インク（Salomon Smith Barney Holdings Inc.）を承継しました。平成15年4月7日、CGMHは、改訂版の定款をニューヨークにおいて提出し、社名をサロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクからCGMHに変更しました。

CGMHの親会社であるシティグループ・インク（Citigroup Inc. 以下、「シティグループ」といいます。）は、グローバルかつ多様な金融サービスを提供する持株会社であり、消費者、企業、政府及び機関に対して、幅広い金融商品及びサービスを提供しています。シティグループは、約2億件の顧客口座を有し、160超の国及び地域において事業を行っています。シティグループは、現在、管理報告上の目的で、主に2つの事業セグメントを通して事業を行っています。すなわち、シティグループのグローバル消費者銀行事業（北アメリカ、欧州、中東、アフリカ、アジア及びラテンアメリカにおける地域消費者銀行事業）及び機関顧客グループ（銀行、マーケット及び証券サービス）から成るシティコープ（Citicorp）、並びに、仲買、資産管理、地域消費者金融、及び特別資産プールから成るシティ・ホールディングス（Citi Holdings）です。また、第3のセグメントであるコーポレート/その他も存在します。

CGMHの主たる事業所の所在地は、米国、ニューヨーク州 10013、ニューヨーク市、グリニッジ・ストリート 388 (388 Greenwich Street, New York, New York 10013) です。

CGMH は、100 億米ドル（約 1,100,550 百万円）のグローバル・ストラクチャード・ノート・プログラム（Global Structured Note Programme）に基づいて発行された一連の手形を含む、アイルランド証券取引所の規制市場での取引が認められている有価証券を発行しています。

疑義を避けるために付言すると、本プログラムに基づいて発行されるコモディティ証券は、CGMH 又はその子会社（CGML を含みますが、これに限られません。以下総称して「シティ」といいます。）の義務若しくは債務又は保証債務を表章するものではありません。証券所持人は、コモディティ証券に関して、シティに対する遡及権を有しません。

本プレスリリースにおける商品契約カウンターパーティ及び保証人に関する情報は、本発行体、商品契約カウンターパーティ及び保証人が入手可能な情報に基づいています。

追加のプレスリリースは、適時適切に提出いたします。CGML ファシリティ契約の効力は、かかる追加のプレスリリースに記載された、又はかかる追加のプレスリリースの記載に従って決定された日（以下、「本効力発生日」といいます。）に発生しますが、本効力発生日は平成 29 年 7 月 3 日から 30 日以上後の日とします。

（2） UBS ファシリティ契約の終了の通知

本発行体は、平成 29 年 6 月 30 日付の通知により、UBS ファシリティ契約の規定に基づき、全クラスの商品契約に関する強制償還日の 3 か月以上前に通知することにより、同等のコモディティ証券を償還することなく解約できる権利を行使し、同契約を終了させました。かかる通知日は平成 29 年 10 月 4 日です。UBS と別途合意しない限り、UBS ファシリティ契約は同日に終了します。本発行体は、UBS ファシリティ契約の終了日と CGML ファシリティ契約に関する本効力発生日を同日とすることを意図しています。本発行体は、CGML との間で、UBS との商品契約を CGML との同等の商品契約に置き換える旨合意しています。

（3） MLCI 商品契約の Merrill Lynch International への更改

本発行体は、（特に）Merrill Lynch International（以下、「MLI」といいます。）及び MLCI との間で更改契約を締結し、これに基づき、ファシリティ契約に従って締結された商品契約に関する MLCI の義務が MLI に承継されることとなり、それに合わせて、MLI とファシリティ契約を締結しました。MLI との新規のファシリティ契約の契約条件は、下記「（5） 担保の変更」及び「（7） EU ベンチマーク規則」において述べる点を除き、UBS 及び MLCI との既存のファシリティ契約並びに CGML との新規のファシリティ契約の契約条件と同等です。MLI 及び CGML との新規のファシリティ契約に基づき、MLI は計算代理人となります。

MLI の債務は、現在 UBS 及び MLCI の債務が受けているのと同様の方法により、担保による裏付けを受けます。MLI の支払義務は、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション（Bank of America Corporation、以下、「BAC」といいます。）による保証によっても担

保されます。

MLCI 及び MLI との更改契約の効力は、以下の各プログラムを含むいくつかの条件の充足又は放棄を条件として発生します。

- ・ 一定の既存認定参加者との認定参加者契約が MLI によって運用されるようになること
- ・ 特に MLI の詳細等を記載した目論見書を発行すること
- ・ UBS ファシリティ契約が終了すること
及び
- ・ コモディティ証券の条件を変更する商品上場投資信託が締結され、当該変更の効力が発生すること。

本発行体、MLCI 及び MLI は、誠実かつ商業上合理的な方法により、これらの条件を実務上合理的に速やかに充足させるよう協力することで合意しています。

MLI の詳細は以下のとおりです。

MLI は、BAC の米国外における最大の事業子会社であり、昭和 63 年に設立されました。MLI はイングランド及びウェールズにおいて設立され（登記番号：2312079）、英国健全性規制機構の認可を受け、同機構及び英国金融行為監督機構の監督を受けています（会社整理番号：147150）。MLI はエム・エル・ユー・ケー・キャピタル・ホールディングス・リミテッド（ML UK Capital Holdings Limited）の完全子会社であり、MLI の最終親会社は BAC です。MLI の登記上の所在地は、英国、EC 1 A 1 HQ、ロンドン市、キング・エドワード・ストリート 2（2 King Edward Street, London, EC1A 1HQ, United Kingdom）です。

MLI は、欧州、中東、アフリカ、アジア太平洋及び南北アメリカにおける事業を対象として、幅広い金融サービスを世界中で提供しています。MLI の主な事業活動は、エクイティ、確定利付証券、通貨及びコモディティ金融商品の仲買及び売買、投資銀行アドバイザリー業務及び引受業務、並びにエクイティ及び確定利付証券の研究です。また、MLI は、第三者向けの決済サービスを含む、第三者向けのポスト・トレード関連サービスを多数提供しています。

MLI ファシリティ契約、MLI 担保契約及び MLI コントロール契約に基づく MLI の支払義務は、BAC が保証します。

BAC は、米国デラウェア州において設立された銀行持株会社かつ金融持株会社です。BAC は、米国及び国際市場における銀行子会社及び各種ノンバンク子会社を通して、個人顧客、中小企業、国際投資家、大企業及び政府に対して、銀行業、投資業、資産管理業及びその他の金融並びにリスク管理の商品及びサービスを提供しています。

BAC の本社及び主たる事業所の所在地は、米国、ノースカロライナ州 28225、シャーロット、ノース・トライオン・ストリート 100（100 North Tryon Street, Charlotte, NC 28225, United States）です。BAC の普通株式は、ニューヨーク証券取引所に上場されています。BAC は、650 億米ドル（約 7,153,575 百万円）のユーロ市場の MTN プログラムに基づいて発行された一連の手形を含む、ロンドン証券取引所での取引が認められている

有価証券を発行しています。

疑義を避けるために付言すると、本プログラムに基づいて発行されるコモディティ証券は、BAC 又はその子会社（MLI を含みますが、これに限られません。）の義務若しくは債務又は保証債務を表章するものではありません。証券所持人は、コモディティ証券に関して、BAC 又は MLI に対する遡及権を有しません。

本発行体は、本効力発生日に上記更改契約の効力を発生させることを意図しています。

（４） 本効力発生日後の取決め

上記更改契約及び新規のファシリティ契約の効力発生後、現在 UBS 及び MLCI が商品契約カウンターパーティとして行っているのと同様の方法により（但し、MLI は、UBS とは異なり計算代理人となる点のみ異なります。）、MLI 及び CGML は商品契約カウンターパーティとしての業務を遂行します。これは、コモディティ証券が、MLI 又は CGML のいずれか一方（本発行体、MLI 及び CGML 間での取決めに従って本発行体が決定します。）との商品契約によって裏付けられることを意味します。あらゆるクラスのコモディティ証券は、引き続き、同一クラスの他のコモディティ証券と代替可能となります。

（５） 担保の変更

平成 20 年の金融危機以降の店頭デリバティブ契約に関する規制の変更により、商品契約カウンターパーティとしての MLI 及び CGML は、商品契約に関して、追加証拠金を預託及び徴収し、並びに適格性に関する特定の要件を遵守する義務を負うこととなり、一定の「ヘアカット」（差し出される担保を額面価額よりも一定割合減額して評価すること）に服することとなりました。そのため、新規の担保契約にはこれらの要件を遵守するための変更が含まれています。法令上の要求の下では、証拠金は、既存の担保契約が許容するものよりも低い信用格付けの債券でも賄えますが、MLI 及び CGML は、日本政府の債券を除き、担保契約に基づき差し入れられた担保は、引き続き既存の適格要件を満たすものとし、本発行体は、MLI 及び CGML との間で、日本政府の債券について、スタンダード・アンド・プアーズ若しくはフィッチによる A マイナス、又はムーディーズによる A3 以上の信用格付けであること、及びさらに大幅な「ヘアカット」に服することを条件に、適格な担保となる旨合意しました。

法令上要求される最低限の「ヘアカット」は、既存の契約に基づくものと同一又はそれ以上であるため、新規の契約に基づき差し入れる必要のある担保の量は、現在要求されているもの以上となります。

適格な担保の種類及び適用されるヘアカットの詳細は、本効力発生日前に発行される目論見書に記載されます。

MLI 及び CGML は、商品契約に関して、支払前に追加証拠金を徴収するという技術的な要件に服しますが、MLI 及び CGML は、ファシリティ契約において、商品契約に関する設定額の支払（現金による支払か相殺によるかを問いません。）によって本発行体の追加証拠

金納付義務が消滅することを認め、当該追加証拠金納付義務の不履行はファシリティ契約違反を構成しないことに合意します。MLI 及び CGML (場合によります。) にとって利用可能な、追加証拠金納付義務の不履行 (かかる不履行は、認定参加者が同等の商品契約に関する設定額の支払を怠った場合にのみ生じます。) に対する唯一の救済手段は、当該不履行に係る商品契約の解除のみとなります。かかる場合 (直接契約に基づき当該商品契約カウンターパーティ及び認定参加者間で行うべき支払を害することなく)、当該コモディティ証券は発行されません。

(6) 信託証書及び条件の変更

本発行体は、受託者との平成 29 年 6 月 29 日付け商品上場投資信託によって、本発行体及び受託者が、両者が必要又は望ましいと考え、かつ証券所持人の権利に重大な悪影響を与えないと考える変更を行うことに合意したと公表しました。かかる変更には、UBS 及び MLCI に関する不要な記載の削除、T プラス 2 履行日に関する不要な記載の削除、並びに以下の新たな定義の追加が含まれます。

『税金』とは、付加価値税、所得税、資本利得税、法人税、物品サービス税、源泉徴収税、印紙、金融商品、登記その他の租税、銀行預金税、輸出入税又は関税及びその他一切の租税、公租公課、賦課金、控除、利息、罰金並びに政府又は政府系機関からの請求を意味する。」

さらに、下記「(7) EU ベンチマーク規則」において述べるとおり、本発行体は、受託者との間で、法令上の要件、又は金融商品及び金融契約のベンチマーク若しくは投資ファンドのパフォーマンスの尺度として利用される指標に関する欧州議会及び理事会の EU 規則 2016/1011 (以下、「EU ベンチマーク規則」といいます。) の実施後のその他の法の要件を遵守するうえで両者が必要又は望ましいと考える変更を行うことに合意しました。変更点の全文は以下のとおりです。

ア ETFS クラシック・長期型コモディティ証券

新たな条件 8.21 条が、以下のとおり追加されます。

「8.21 計算代理人が、1 つ以上のファシリティ契約に関して、当該契約 (又はこれに関連して締結された計算代理人契約) に従って、英国における『金融商品及び金融契約のベンチマーク若しくは投資ファンドのパフォーマンスの尺度として利用される指標に関する欧州議会及び理事会の EU 規則 2016/1011』の適用によって、計算代理人による一切のクラスの商品契約に関する代替的指標値の計算、決定又は提供が不当に煩雑になり得る旨本発行体に通知した場合、本発行体は、条件第 8.1 条(a)に従い、当該クラスのマイクロ証券及び当該クラスのマイクロ証券から (全体として又は部分的に) 成る全ての種類のコモディティ証券を償還する権利を中断することを決定でき、また、本第 8.21 条に従い、自己の裁量で当該中断を終了できる。以下の規定は、本発行体が本条に基づく権利を行使することを決定した場合に適用される。

- (a) 本発行体は、当該中断及び当該中断の終了につき、RIS を通して実務上速やかに通知するものとするが、かかる通知の不履行は当該権利の行使を妨げない。
- (b) 当該中断は、本発行体の裁量により、最長 90 日間継続できる。
- (c) 当該中断は、中断開始前に経過した価格設定日における償還に影響しないが、第 8.1 条(a)に基づく当該種類のマイクロ証券又はコモディティ証券の償還権が、本条に従って中断された発行体営業日において、差し出され又は受領したものとみなされた決済償還フォームは、無効とする。」

新たな条件 9.5A 条が、条件 9.5 条（指標の中断による強制償還）の次に以下のとおり追加されます。

「9.5A 本発行体は、第 8.1 条(a)に基づく当該クラスのマイクロ証券の償還権及び当該クラスのマイクロ証券から（全体として又は部分的に）成る全コモディティ証券の償還権が、第 8.21 条に従って 30 暦日以上中断したときは、いつでも（2 営業日前までに通知した場合）RIS 公表により、発行体営業日の 1 つを特定のクラスの全マイクロ証券（又はマイクロ証券が属するクラスから（全体として又は部分的に）成るコモディティ証券）に関する強制償還日に指定することができる。」

イ ショート・レバレッジ型コモディティ証券

新たな条件 7.20 条が、以下のとおり追加されます。

「7.20 計算代理人が、1 つ以上のファシリティ契約に関して、当該契約（又はこれに関連して締結された計算代理人契約）に従って、英国における『金融商品及び金融契約のベンチマーク若しくは投資ファンドのパフォーマンスの尺度として利用される指標に関する欧州議会及び理事会の EU 規則 2016/1011』の適用によって、計算代理人による一切のクラスの商品契約に関する代替的指標値の計算、決定又は提供が不当に煩雑になり得る旨本発行体に通知した場合、本発行体は、条件第 7.1 条(a)に従い、当該クラスのコモディティ証券を償還する権利を中断することを決定でき、また、本第 7.20 条に従い、自己の裁量で当該中断を終了できる。以下の規定は、本発行体が本条に基づく権利を行使することを決定した場合に適用される。

- (a) 本発行体は、当該中断及び当該中断の終了につき、RIS を通して実務上速やかに通知するものとするが、かかる通知の不履行は当該権利の行使を妨げない。
- (b) 当該中断は、本発行体の裁量により、最長 90 日間継続できる。
- (c) 当該中断は、中断開始前に経過した価格設定日における償還に影響しないが、第 7.1 条(a)に基づく当該種類のコモディティ証券の償還権が、本条に従って中断された発行体営業日において、差し出され又は受領したものとみなされた決済償還フォームは、無効とする。」

新たな条件 8.5A 条が、条件 8.5 条（指標の中断による強制償還）の次に以下のとおり追加されます。

「8.5A 本発行体は、第 7.1 条(a)に基づく当該クラスのコモディティ証券の償還権が、

第 7.20 条に従って 30 暦日以上中断したときは、いつでも（2 営業日前までに通知した場合）RIS 公表により、発行体営業日の 1 つを特定のクラスの全コモディティ証券に関する強制償還日に指定することができる。」

新たな規定の要点は、下記「(7) EU ベンチマーク規則」において述べるとおり、EU ベンチマーク規則により、計算代理人による一切のクラスの商品契約に関する代替的指標値の計算、決定又は提供が不当に煩雑になり得る旨計算代理人が通知した場合、(1)本発行体は当該クラス（クラシック・長期型コモディティ証券の場合、マイクロ証券のクラスを（全体として又は部分的に）構成するコモディティ証券）の決済価格（合意価格ではありません。）による償還を最大 90 日間中断でき、また(2)かかる中断が 30 日以上継続する場合、本発行体は、2 営業日前までに通知することで、当該クラスのコモディティ証券を強制償還できるという点です。

条件における全ての変更点は本効力発生日前に発行される目論見書に記載され、各商品上場投資信託による変更は本効力発生日前に発効します。

(7) EU ベンチマーク規則

本発行体は、計算代理人としての MLI との間で、MLI が計算代理人による一切のクラスの商品契約に関する MLI ファシリティ契約又は計算代理人契約に基づく代替的指標値の計算、決定又は提供が不当に煩雑になり得ると判断した場合、その旨通知できます（計算代理人は、その後にかかる計算、決定又は提供が不当に煩雑ではないと判断した場合、当該通知を、本発行体に通知することにより撤回できます。）。その場合、

- ・ 本発行体は、当該通知を受領してから 10 営業日以内に、変更後の条件に基づき、該当するクラスのコモディティ証券を決済価格で償還する権利を中断する旨通知しなければなりません、また、
- ・ 計算代理人は、本発行体及び他の商品契約カウンターパーティの承認（かかる承認は不合理に留保又は遅延されないものとし、本発行体への通知から 60 暦日又は別途合意する日数以内になされるものとする。）を受けた代わりに指標提供者を選定し、本発行体に通知するよう商業上合理的に努力します。

計算代理人が代わりに指標提供者を選定できず、本発行体が通知を受けてから 75 日以内に代わりに指標提供者又は代わりに計算代理人を選定しないときは、商品契約カウンターパーティ又は本発行体は、2 営業日以上前までに強制償還日を通知することにより、当該強制償還日に当該商品契約を解除することができます（この場合、適用のあるコモディティ証券は償還されます。）。

(8) 担保証書の変更

本発行体は、受託者との平成 29 年 6 月 29 日付変更証書により、各担保証書につき、信託証書及び担保証書における不整合又は不明確性を是正するために本発行体及び受託者が必要又は望ましいと考える変更を行ったと公表しました。

かかる変更には、以下の規定の追加が含まれます。

「本発行体は、受託者の同意を得ることなく、(1)別紙 1、11 及び 12 を除く、譲渡されたファシリティ契約の別紙、(2)譲渡された担保契約及び担保目録における『適格担保』、『発行体集中制限』、『裁判管轄制限』、『評価率』及び『価値』の定義、並びに(3)譲渡されたコントロール契約の変更、訂正、調整又は補足を行うことができる。」

2. 変更の年月日

平成 29 年 7 月 3 日

3. 今後の見通し

本変更が本 ETF 銘柄の今後の運用成績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、公表すべき事実が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上